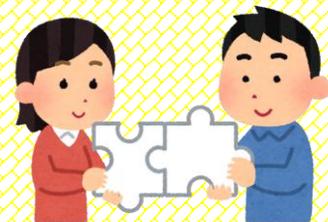


市民後見人とは…



市民後見人とは、弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人のことです。

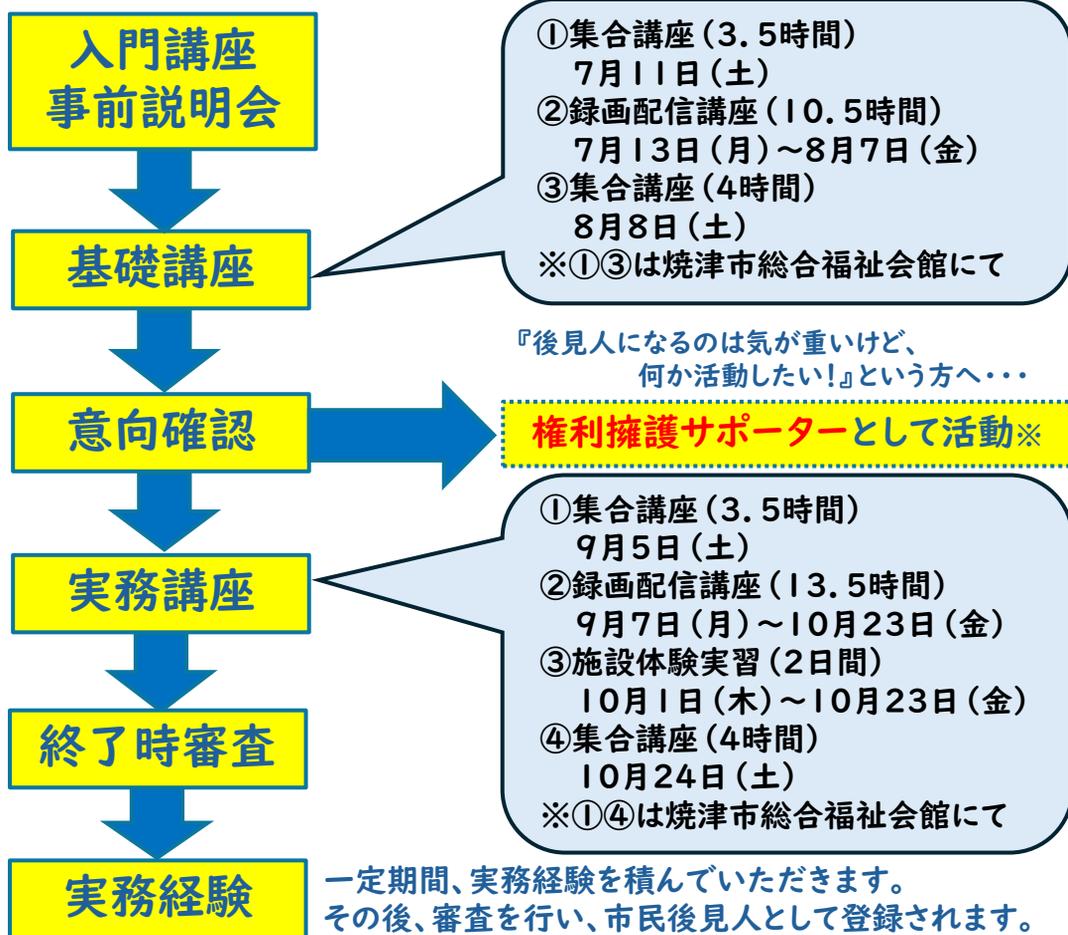
近年、成年後見制度の需要がますます高まっている中で、同じ住民の立場で寄り添い、きめ細かい支援を行うことのできる“市民後見人”が、新たな福祉の担い手として活動することが期待されています。

焼津市、島田市、藤枝市、川根本町の3市1町による取り組みとして、市民の皆さまが後見人に必要な知識や姿勢を学ぶ場として、平成28年度より市民後見人養成講座を実施しており、今回が『第10期』となります。

市民後見人になるには…

3市1町市民後見人養成講座の受講が必要です

第10期3市1町市民後見人養成講座プログラム



※市民後見人として後見業務を行う場合には、年齢などの要件があります。
詳細は入門講座で配布します『市民後見人養成講座募集要項』をご覧ください。

権利擁護サポーターとは…

講座で学んだ知識を活かして、地域において権利擁護のためのさまざまなサポートを行う仕組みです。

令和7年度に新たに生まれた『社会貢献活動』で、活動内容も各市町の特色を生かし、サポーターの皆さまとともに推し進めています。

主催・共催

焼津市・島田市・藤枝市・川根本町
焼津市社会福祉協議会
島田市社会福祉協議会
藤枝市社会福祉協議会
川根本町社会福祉協議会